

都市計画施設区域内での建築等の行為における 許可申請及び協議について

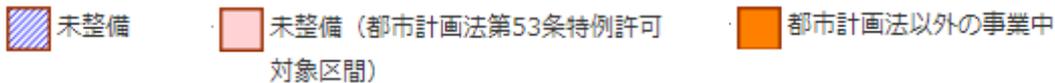
都市計画施設の区域内で建築等の行為を行う際は、都市計画法第 53 条又は第 65 条の許可が必要です。あわせて、施設の所管部署との協議が必要な場合もあります。必要な許可や協議は、施設の事業状況によって異なります。

なお、「都市計画法の認可区域（承認区域を含む）」や「都市計画法以外の事業中」区域内における許可に関しては、地下構造等の都市計画施設が抵触する土地を想定しています。

【許可について】

1. 都市計画法第 53 条に基づく建築許可が必要な場合

- ① 調査対象地に、i マップ「都市計画事業認可（都市施設）状況」で、以下の凡例の色付き表示がされる場合



※都市計画法以外の事業中の区域に抵触する場合は、事業局への照会審査となるため、許可手続に 2 週間から 3 週間程度かかります。

※市街地開発事業の区域内である場合、許可申請先が都市計画課ではなく事業所管課になることがあります。各事業の所管課へお問合せください。

(HP：[市街地開発事業の区域内における建築等の手続](#))

※建築物が都市計画施設の区域に抵触しない場合は、許可申請は不要です。

- ② 調査対象地に、i マップ「都市施設・市街地開発事業」で、以下の凡例の線が抵触、又は色付け表示がされる場合



※都市計画河川や都市計画公園の区域に抵触する場合は、事業局への照会審査となるため、許可手続に 2 週間から 3 週間程度かかります。

※道路及び都市高速鉄道については、「都市計画事業認可（都市施設）状況」で整備状況をご確認ください。道路及び都市高速鉄道以外の施設の整備状況に関しては、お問合せください。

※市街地開発事業の施行区域内の場合、許可申請先が都市計画課ではなく事業所管課になることがあります。各事業の所管課へお問合せください。

(HP：[市街地開発事業の区域内における建築等の手続](#))

2. 都市計画法第 65 条に基づく許可が必要な場合

調査対象地に、[i マップ](#)「都市計画事業認可（都市施設）状況」で、以下の凡例の色付け表示がされる場合

 都市計画法の認可区域（承認区域を含む）

※許可対象の行為は、「土地の形質の変更」「建築物の建築」「工作物の建設」「重量が 5 t を超える物件の設置若しくは堆積（容易に分割され、分割された各部分の重量がそれぞれ 5 t 以下となるものを除く。）」です。

【協議について】

1. 施設管理部署や事業所管部署との協議が必要な場合

調査対象地に、[i マップ](#)「都市計画事業認可（都市施設）状況」で、以下の凡例の色付け表示がされる場合

① 整備済

 整備済（暫定供用を含む）

※原則調査対象地へ抵触しませんが、地下構造の施設等に抵触する建築物は、施設の管理者と協議を行うことで許可があったものとみなします。

（都市計画施設の区域内における建築許可等に関する取扱要綱 第 4 条第 2 項及び第 3 項）

② 事業中

 都市計画法の認可区域（承認区域を含む）  都市計画法以外の事業中

※「認可中」の区域に関しては、許可申請前に建築行為にあたり事業の所管部署との協議が必要です。

（都市計画事業地内における建築許可等に関する取扱要綱 第 5 条）

「都市計画法以外の事業中」の区域に関しても、許可申請前に事業所管部署との事前協議を推奨しています。

※施設の構造に関しては事業の所管部署（[i マップ](#)参照）へお問合せください。計画が平面構造の事業の区域内への建築等の行為に関しては、事業に支障が無いと判断される例外を除き、事前協議が不調となる可能性があります。

許可申請手続の詳細は、都市計画課のホームページ（[都市計画制限・証明](#)）をご確認ください。